

諮問日：平成29年4月26日（平成29年度（最情）諮問第13号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第24号）

件名：基準給与簿の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の裁判所書記官の平成28年12月分の報酬が分かる文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、基準給与簿抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）に係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち氏名及び給与期間以外の記載部分は不開示とされているが、実施機関が作成し、又は收受した情報であるから、不開示は違法であり、開示すべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、職員番号（印字順）、俸給表級号俸、俸給の月額、各種手当額等が記載されており、これらの記載は一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。なお、職員の氏名については、法5条1号ただし書イにより、慣行として公にされている情報に相当するものとして、開示したものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、職員番号（印字順）、俸給表級号俸、俸給の月額、各種手当額等が記載されていると認められる。

本件不開示部分の記載内容からすれば、これらの記載部分は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。また、個人識別部分である氏名が開示されているから、本件不開示部分について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

苦情申出人は、実施機関が作成し、又は收受した情報であるから、不開示は違法であり、開示すべきであると主張するが、独自の見解といわざるを得ず、本件の結論には影響しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件対象文書に係る情報の一部を提供した原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人